

(3) 補助事業計画の変更について

補助事業は、採択・交付決定を受けた内容で実施していただくことが原則です。
やむを得ず補助事業計画を変更する場合は、まず変更承認申請の要否を確認してください。
変更承認申請が必要であるにもかかわらず、事前に承認を得ずに計画を変更した場合、補助金をお受け取りいただけなくなります。

<変更承認が必要なケース>

- 交付決定を受けた事業計画に対し、軽微でない内容変更を行う場合
 - ◇ 軽微か否かの判断は補助事業の手引きをご参照ください。
- 経費区分間で大幅な流用が見込まれる場合(下記、図表参照)
- 経費区分を修正する場合
- 完了予定日を延長する場合(実施期限を超えての延長はできません。)
 - ◇ 変更承認申請の要否の判断がつかない場合は、事前に事務局までお問合せください。

<変更承認の留意事項>

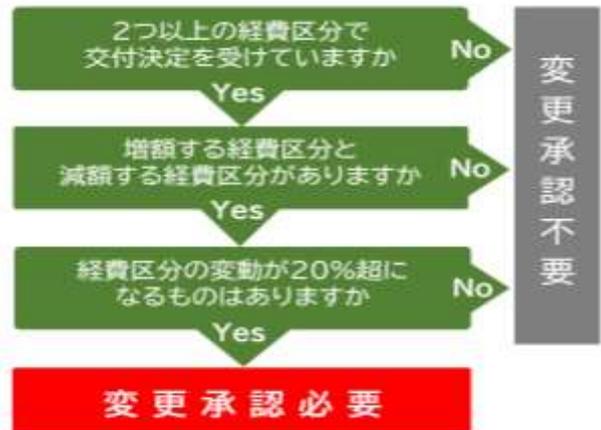
- 当初の計画にない取組や、新たな経費区分の経費の追加はできません。
- 内容によっては計画変更が認められない場合があります。

経費区分間で大幅な流用が見込まれる場合

変更承認の申請要否のチェックフロー (大幅な流用に該当するか否か)

大幅な流用とは

- ① 2つ以上の経費区分を計上しており、
- ② 増額・減額する経費区分があり、
- ③ いずれかの経費区分の合計額が申請時と比べて20%を超えて変動している場合を言います。



大幅な流用(20%超の流用)により、変更申請が必要となる例

